

1 災害対応の支援の仕組みづくりの検討

協議資料1

【検討の背景】

被災県及び被災市町村は、大規模災害発生の瞬間から、

- ・ 膨大な量の慣れない業務、
 - ・ 状況変化に応じた迅速な対応、
 - ・ 住民の生命や財産に直結、
- といった災害対応が求められる。

※県と市町村が果たすべき役割はそれぞれ異なる

※同じ顔の災害は二度と起きない

(例)

- 被災者再建支援の実施に伴い、住家被害認定調査・被災証明交付など、住民の生活や財産に直結し、かつ災害時以外に経験する機会のない、膨大な量の業務が発生する

→ 短期間で円滑に対応するためには、ノウハウを持つ被災経験自治体による支援が必要

- 避難所の位置・避難者数・施設の被害状況など、様々な情報の総合的な把握が難しい状況の中で、状況変化に応じた迅速な災害対応の意思決定が求められる

→ 迅速な意思決定を支援するため、災害時に運用経験のあるGISチームを派遣し、必要な災害情報を統合して視覚的に提供することが必要

→ 平時からのGIS整備ノウハウや訓練等の活用ノウハウなどの支援が必要

- 緊急の被災者救援等が続く中、災害対応の経験のない自治体が、いきなりこれらの業務に的確に対応していくのは難しい（被災経験のノウハウ等が有効）

- 他県の支援チームからノウハウの提言等の支援を受けた事例

- 本県から他県被災地にノウハウの提言等を行う支援チームを派遣した事例

【 検 討 課 題 】

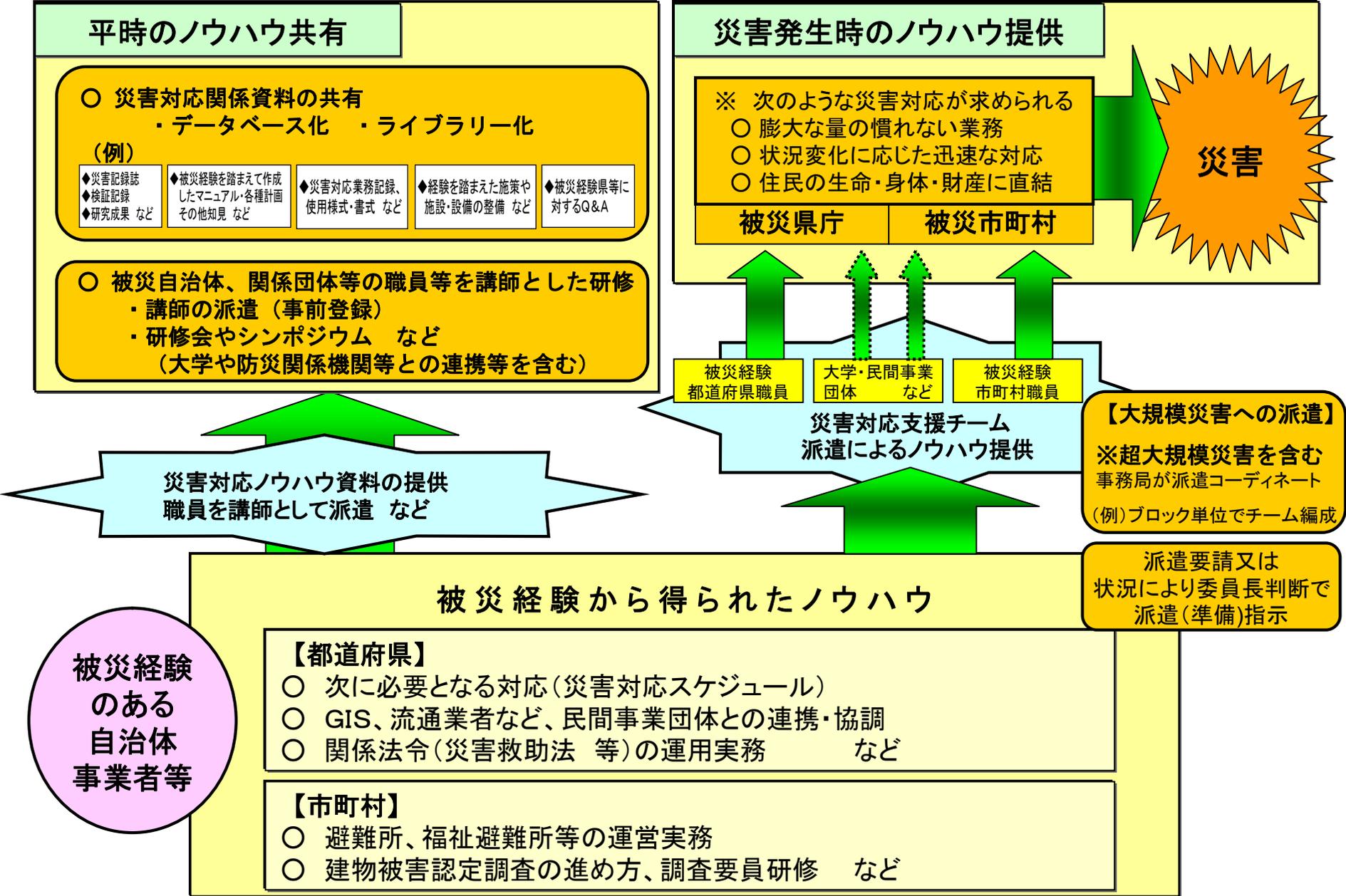
被災経験の乏しい都道府県・市町村であっても、大規模災害発生時に円滑な災害対応をするためには



○ 被災経験がある自治体のノウハウを伝える仕組みが必要

- ◆知事会による災害発生時に緊急的に派遣する支援チームの組織化
- ◆知事会による平時からの災害対応への備えを支援する仕組みの制度化

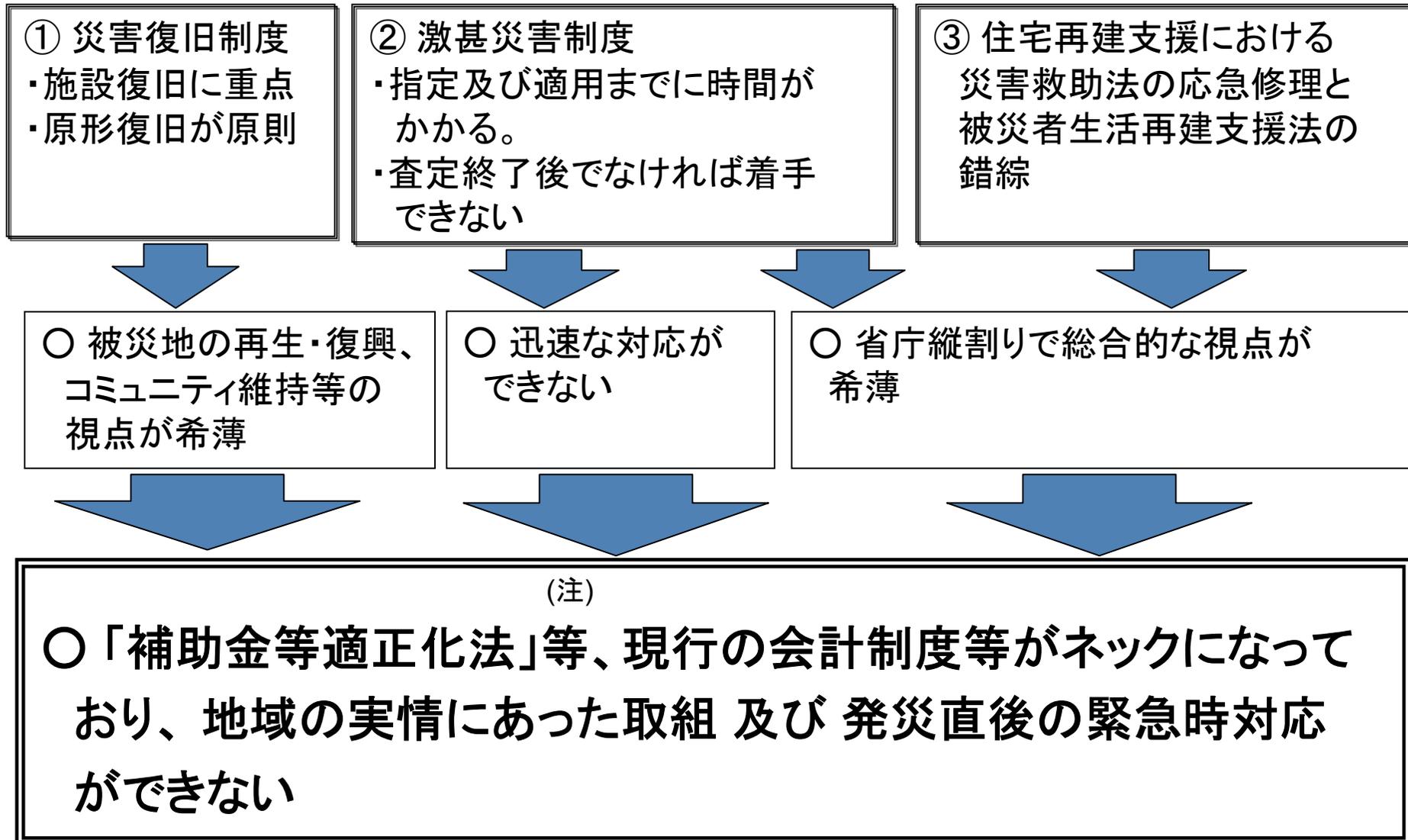
災害対応の支援の仕組み(基本イメージ)(案)



2 災害復興制度のあり方の検討

協議資料2

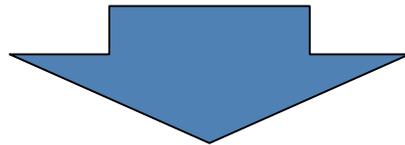
【検討の背景】



(注) 補助金等適正化法のほか、公共施設等の災害復旧や被災者の生活再建に係る各種関係法の仕組みなど

【検討課題】

- 地域の実情に応じた取組を行うためには、



○ 被災自治体の裁量権の拡大が必要

- 事前規制から事後調整に
- 権限の中央集権から現場主義に

- 例えば、
- 災害対応一括交付金の制度化（府省を超えた用途の弾力化）
 - 補助金交付要綱の弾力化
 - 復興基金の制度化
- 等

家屋被害状況調査、り災証明発行等の効率的な実施等についての検討

【背景：大震災発生から「り災証明」発行まで】(東京都地域防災計画、東京都震災復興マニュアルを踏まえて)

首都直下地震発生

◎被害調査対象 約270万棟(東京都内の全住家・家屋)

○被害想定 全壊家屋：約13万棟、半壊家屋：約35万棟、全焼家屋：約35万棟

家屋被害調査の実施(約1週間後から実施)

○調査は区市町村が実施(都は支援)、全壊・半壊等の被害状況の判定を行う

○現在は、調査・判定方法は区市町村が個別に策定(都内全域の標準化が必要)

○現在の体制で内部立入りまで行くと調査するだけで(推計)146日(目標は21日)かかるなど、マンパワーが不足

り災証明の発行(約1ヵ月後から発行)

○被災者情報を確定するため、家屋被害状況、被災世帯構成等、家屋登記情報等を照合する必要があるが、現状では、手作業で照合するため、相当な日数がかかる(柏崎市では、約250日かかる事務量をシステム化により40日で処理)

○被害の程度(全壊、半壊等)に応じた各種被災者支援業務の発生(生活再建支援金、仮設住宅入居資格、各種税の減免等)

○被災者情報は震災復興基本計画の前提となる

課題：都道府県における震災復興事業への影響

○区市町村が実施する家屋被害状況調査から、り災証明の発行、生活再建支援に至るまでの業務等を総合的にマネジメントし、各業務の効率化と標準化を図ることが、都道府県や国が行う震災復興事業を迅速・公平に展開するうえで極めて重要

○都道府県における震災復興業務への影響を確認したうえで、区市町村との情報連携等の効率化・迅速化・標準化等について検討し、課題解決の方向性を取りまとめる事が重要

短期的・局地的な災害に対応できる公共土木施設に関する激甚災害の指定基準の見直しの検討

【検討の背景】

①短期的・局地的豪雨災害による甚大な被災事案が全国的に発生していること。

短時間豪雨発生回数

(1時間あたり降水量50mm以上の年間発生回数(1000地点あたり))

160回／11年間(1976年～1986年)



233回／12年間(1998年～2009年)

【岐阜地方気象台提供資料より】

②厳しい財政状況の中、災害復旧への負担が極めて大きいこと。

地方財政の負担を緩和するものとして激甚災害制度がある

激甚災害の指定基準は、面的に広い範囲にわたる災害を想定しており、頻発している短期的・局地的豪雨災害について本制度が適用されない。

【検討課題】

短期的・局地的豪雨にも対応できるように公共土木施設災害復旧事業に係る激甚災害指定の基準を見直す。

< 参 考 >

【激甚災害の種類】

- **本 激** : 激甚災害となる災害と適用すべき措置を指定
← 全国の被災規模により指定の有無が決まる
- **局 激** : 激甚災害となる災害と適用すべき措置に加え、災害対象区域(市町村)を指定
← 市町村の被災規模により指定の有無が決まる

【本激・局激の指定基準】

- **本 激**
 - ① 公共施設災害復旧事業費等の全国の災害査定見込額 > 当該年度の全国標準税収入 × 0.5%
 - ② 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2%かつ
 - 1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% の県が1以上 又は
 - 2) 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5% の県が1以上
- **局 激**
 - ① 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額(査定事業費が1千万円未満のものを除く。) > 当該市町村の標準税収入 × 50%ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。
 - ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなる
と見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)

災害救助法と被災者生活再建支援法との整合性の検討

【検討の背景】

災害救助法に基づく住宅応急修理の支援措置は、半壊及び大規模半壊世帯を対象とするが全壊世帯は対象外で、年齢・年収要件による制限もあるなど、被災者生活再建支援法との整合性が図られておらず、複雑で分かりにくい支援制度となっている。

区分	災害救助法(住宅の応急修理)	被災者生活再建支援法	備考																
対象災害	同法適用災害	①災害救助法適用災害 ②都道府県で全壊100戸以上 ③市町村で全壊10戸以上 ④法適用都道府県内の市町村(人口10万人未満)で全壊5戸以上 ⑤法適用都道府県、市町村に隣接する市町村(人口10万人未満)で全壊5戸以上 ⑥法適用のある都道府県が2以上ある場合、市町村で、全壊5戸以上(人口10万人未満)、又は全壊2戸以上(人口5万人未満)	支援法は適用範囲が広い																
対象被害	半壊(大規模半壊を含む)	全壊・大規模半壊(半壊は含まない)	支援法は半壊世帯が対象外																
年齢年収要件	原則500万円以下	年齢・年収要件なし	支援法は年齢年収要件なし																
支援方法	現物給付(市町村が委託)	現金給付	支援方法が混在																
支援対象	居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分	用途制限なし	支援法は支援対象が広い																
支給額	52万円(限度額)	<p><複数世帯の場合> (単位:万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>再建方法</th> <th>基礎支援金</th> <th>加算支援金</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大規模半壊世帯</td> <td>建設等</td> <td rowspan="3">50</td> <td>200</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※半壊世帯は支給対象外</p>	区分	再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	大規模半壊世帯	建設等	50	200	250	補修	100	150	賃借	50	100	大規模半壊世帯は重複支給
区分	再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計															
大規模半壊世帯	建設等	50	200	250															
	補修		100	150															
	賃借		50	100															

災害弔慰金の支給等に関する法律の検討

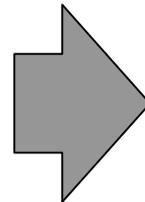
1 災害援護資金貸付金

【制度の概要】

- ① 実施主体 市町村
- ② 貸付限度額 350万円
- ③ 対象者 都道府県内で災害救助法が適応された市町村が1以上ある災害で、
次のような被害を受けた世帯
 - ア 療養期間が1か月以上の世帯主の負傷
 - イ 住居、家財の価格の1/3以上の損害 等
- ④ 利率 年3%
- ⑤ 据置期間 3年(特別の場合5年)
- ⑥ 償還期間 10年(据置期間を含む)

【兵庫県(神戸市分含む)の現状】

- ① 貸付実績
56,422件 1,308億7百万円
- ② 未償還件数(H22.3.31現在)
13,894件 208億6百万円



【課題】

- ① 借受人の破産免責や所在不明等「事故案件」の償還免除等の規定がない。
- ② 未償還の部分については、県・市町が借受人の肩代わりをし国に返還する制度となっている。

2 災害障害見舞金

【制度の概要】

- | | |
|--------|---|
| ① 実施主体 | 市町村 |
| ② 対象災害 | 自然災害
・ 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
・ 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 等 |
| ③ 受給者 | ②の災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者（労災1級程度） |
| ④ 支給額 | ア 生計維持者 250万円 イ その他の者 125万円 |

【支給件数】

（兵庫県内） 61件

【重傷者数】

（兵庫県内） 10,494人

【阪神・淡路大震災における震災障害者(兵庫県調査)】

（1級）	53人
（2級）	62人
（3級）	61人
（4級）	82人
（5級～）	71人

【課題】

支給基準は、労災保険法施行規則別表第一の障害等級第一級に準じるが、要件緩和が必要。

（現在、兵庫県が行っている「震災障害者実態調査」の結果を踏まえて、後日検討）

災害対策特別委員会における課題検討の進め方

1 検討の進め方

現在設置されている専門部会において、3 課題を検討し、専門部会の下に課題別検討会を設置し、具体的な検討を進めていく。

【専門部会】

- ・災害対策特別委員会参加都道県で構成

（現行の検討課題）

- ①被災者生活再建支援基金

（今後の検討課題）

- ①被災者生活再建支援基金
- ②住民の避難体制のあり方
- ③災害対応の支援の仕組みづくり
- ④災害復興制度のあり方

【検討会】

- ・災害対策特別委員会参加都道県は、新たに設置されるいずれかの検討会に参加(委員長県及び副委員長県は、すべての検討会に参加)
- ・必要により、関係団体等を加えることができる。

2 追加検討課題のスケジュール

最終報告を目途とする全国知事会議

- | | |
|-----------------|--|
| ・住民の避難体制のあり方 | 平成23年 <u>12月</u> (予定)
<u>(7月中間報告)</u> |
| ・災害対応の支援の仕組みづくり | 平成23年12月(予定) |
| ・災害復興制度のあり方 | 平成23年12月(予定) |



平成23年1月13日
内閣府（防災担当）

「公共土木施設等に係る局地激甚災害指定基準の改正」について

近年、局地的豪雨が増える傾向にある中、過疎地域等財政規模の小さい市町村を中心に、局地的ではあるものの大きな被害が発生しています。

このような財政規模の小さな市町村は、一般的には財政力が弱く、現行の局激指定基準である、査定事業費の標準税収入割合が50%以下であっても重い負担となることが多いことから、指定基準を見直すこととなりました。

この度、本日付けで中央防災会議で基準の改正が決定されましたので、今後、新基準に基づき激甚災害の指定を行っていくこととなります。

I 見直しの内容

標準税収入が50億円以下の市町村において生じた、査定事業費2.5億円を超える災害について、査定事業費の標準税収入割合が20%を超える市町村を局地激甚災害の対象に追加する。

（※ 上記措置との均衡上、標準税収入50億円～100億円の市町村について、財政規模に応じて、20%超～50%超とする調整措置を設定）。

（参考）基準改正により、新たに局地激甚災害の対象となると見込まれる主な災害等

- 平成22年梅雨前線豪雨
岐阜県八百津町、広島県庄原市、山口県美祢市
- 平成22年台風第9号
静岡県小山町
- 平成22年奄美地方における豪雨
鹿児島県奄美市、瀬戸内町

II 今後のスケジュール

平成23年3月中旬

新基準に基づき、平成22年災害の局地激甚災害指定（いわゆる年度末局激）

本件問い合わせ先 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）付
井上、宮崎、長瀬
03-5253-2111（代表、内線 51205・51210） 03-3501-5408（直通）

○ 局地激甚^{じん}災害指定基準（昭和四十三年十一月二十二日中央防災会議決定）の一部改正新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>(略)</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。）</p> <p><u>(イ) 当該市町村の当該年度の標準税収入の五〇%を超える市町村（当該査定事業費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）</u></p> <p><u>(ロ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が二億五、〇〇〇万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の二〇%を超える市町村</u></p> <p><u>(ハ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円を超え、かつ、一〇〇億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の二〇%に当該標準税収入から五〇億円を控除した額の六〇%を加えた額を超える市町村</u></p> <p>② (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>なお、この指定基準は、昭和四十三年一月一日以後に発生した災害について適用する。</p> <p>注 昭和四十六年十月十一日改正の指定基準は、昭和四十六年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年六月十一日改正の指定基準は、昭和五十八年四月二十七日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成十九年二月二十七日改正の指定基準は、平成十八年十月六日以後に発生した災害について適用。平成十九年四月十九日改正の指定基準は、平成十九年三月二十五日以後に発生した災害について適用。平成二十年七月三日改正の指定基準は、平成二十年六月十四日以後に発生した災害について適用。平成二十一年三月十日改正の指定基準は、平成二十年十月一日以後に発生した災害について適用。<u>平成二十三年一月十三日改正の指定基準は、平成二十二年一月一日以後に発生した災害について適用。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。）の査定事業費の額が<u>当該市町村の当該年度の標準税収入の五〇%を超える市町村（当該査定事業費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）</u>が一以上ある災害。<u>ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満である場合を除く。</u></p> <p>② (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>なお、この指定基準は、昭和四十三年一月一日以後に発生した災害について適用する。</p> <p>注 昭和四十六年十月十一日改正の指定基準は、昭和四十六年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年六月十一日改正の指定基準は、昭和五十八年四月二十七日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成十九年二月二十七日改正の指定基準は、平成十八年十月六日以後に発生した災害について適用。平成十九年四月十九日改正の指定基準は、平成十九年三月二十五日以後に発生した災害について適用。平成二十年七月三日改正の指定基準は、平成二十年六月十四日以後に発生した災害について適用。平成二十一年三月十日改正の指定基準は、平成二十年十月一日以後に発生した災害について適用。</p>